

第四章 町村制度の改革と農民運動

第一節 制度改革と民力涵養運動

新市制・町村制　わが国の地方行政は、明治四〇年代になって新しい段階に入った。それはたんに日露戦争から戦後にかけての混乱を整理することだけではなく、日露戦後の日本資本主義の飛躍的な発展が、それに応じる新しい行政機構・財政組織を必要としたからであった。資本主義の発展にともなう諸矛盾によって成長した社会主義思想の町村住民への影響、一九〇七（明治四〇）年にはじまった恐慌にともなう労働者・農民の窮乏、労働運動・小作料軽減運動の激化は、町村におけるブルジョア・地主の支配秩序をゆるがせた。三島郡は、後述するように小作争議の激化地帯として知られるが、争議の激化は、高槻市域だけでなく全国的な現象であった。

政府は、このような事態に対応できる新しい行政機構・財政組織を整えなければならなかった。一九一一（明治四四）年四月、法律第六八・六九号をもって新しい市制・町村制が公布された。新町村制によって改正された主要な点は、町村長の権限の拡大・強化と国から町村への事務委任規定の拡大にあった。町村の権

限が拡大・強化されたことは、町村が国からの委任性務をより多く引きうけることになって国の出先機関としての性格を強めたこととあいまって、町村住民に対する官僚支配が町村長を通じていちだんと強化されたことを意味するものであった。

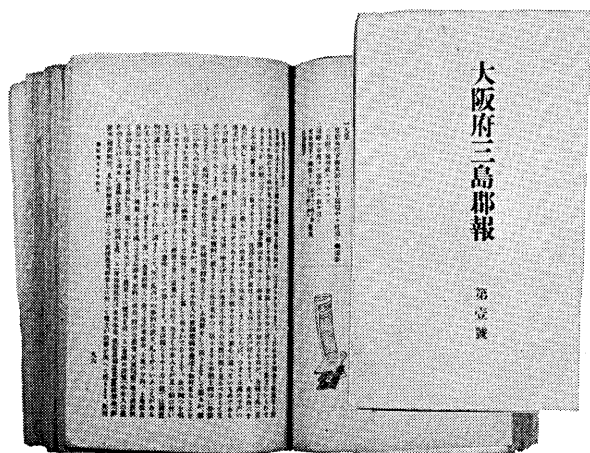
しかし、財政制度については、主として町村基本財産に関する規定を整備すること、納税義務範囲の拡張と賦課徴収規定を整備すること、および使用料・手数料・特別税に関する制裁を重くすること（旧法で一元九五銭以下の料金を課することができるとしていたのを五円以下と改めた）などによって、住民に対する租税徴収を強化したにすぎず、町村の財政力は根本的にはなんら拡充されなかった。

したがって新町村制を実施するにあたっては、部落（旧村落）有財産を町村有財産に転化する政策、いわゆる部落有財産統一政策によって町村財政力の拡充をはからなければならなかった。

地方改良運動と青年会その他の諸会 部落有財産統一政策とともに新町村制の実施をすすめるうえで、支えとなったものに地方改良運動があった。新町村制が日露戦争後の町村秩序の動揺という事態に対処するた

めのものであったことは、すでに述べたが、政府は部落有財産統一政策と並行して町村秩序の維持・強化をはかるための政策をつぎつぎと打ち出した。水利組合法（一九〇八年）・改正耕地整理法（一九〇九年）による耕地・水利行政の本格的展開、家畜市場法（一九一〇年）・蚕糸業法（一九一一年）や府県営の米穀検査事業などにみられる農産物商品の流通・取引に対する行政的規制、改正産業組合法（一九〇九年）・改正農会法（一九一〇年）による農業団体に対する官僚統制の強化などがそれである。

戊申詔書の発布を契機として、一九〇八（明治四一）年の末からすすめられていた地方改良運動は、これ



写279 大阪府三島郡報（奥野家文書）

らの政策を遂行するための基盤をつくることを目ざしたものであった。郡長・町村長の教化指導によって町村民に親睦協和と勤労精神を鼓吹しながら、住民が自発的に行政に協力する精神を培養することがはかられた。そのため農会・産業組合・衛生組合・在郷軍人会などの町村単位の民間諸団体が行政補助組織として利用され、また戸主会・主婦会などやそれらと類似の各種民間団体を組織することが奨励された。

三島郡管下の高槻市域においても、一九一一（明治四四）年の段階で次の諸団体が設けられている。まず青年会として、磐手村川久保青年会（会員数一七名）・同村成合氏子青年会（会員数三五名）・同村古曾部青年会（会員数三二名）・同村安満青年同志会（会員数三二名）・同村下青年会（会員数一名）・如是村如是仏教青年会（会員数一四六名）・清水村服部氏子青年会（会員数七五名）・三箇牧村柱本青年会（会員数六〇名）・高槻町高槻青年会（会員数三一名）・大冠村野田青年会（会員数四〇名）・同村野中青年会（会員数一五名）・同村辻子青年会（会員数一四名）・同村西天川青年会（会員数三〇名）・同村西冠青年会（会員数一七名）が設けられた。処女会では如是村親切会（会員数四〇名）が設けられている。つ

いで、青年夜学会に属する諸会として、磐手村川久保夜学会（生徒数一八名）・五領村萩庄青年会（会員数一六名）・同村梶原夜学会（生徒数二三名）・同村戊申会（会員数二九名）・同村鵜殿道斎青年会（会員数二一名）・同村和親会（会員数一〇名）・如是村端身会・同親友会・芝生東五百住夜学会（生徒数一三〇名）・清水村萩谷夜学会（生徒数一八名）・磐手村成合氏子青年夜学会（生徒数三五名）・同村古曾部青年会夜学会（生徒数二一名）・同村安満青年同志会夜学会（生徒数三二名）・同村下青年会夜学会（生徒数一一名）が設けられた。また如是村通俗講演会（会員数一五〇）・芥川村修斎会（会員数一〇名）・富田村向上会（会員数三〇〇名）が設けられたが、これらは通俗教育を主目的もしくは目的の一部とする諸会である。その他卒業生指導に関する諸会として五領校同窓会・清水校校友会・三箇牧校校友会・磐手校校友会・芥川校同窓会・富田校同窓会などが設けられている〔三島郡報第四号〕。ついで一九一三（大正二）年一月には、さらに富田村の一部と大冠村大字大塚および大塚町において青年会が組織されている〔三島郡報第一〇号〕。

如是村 これらの諸会のうち現在規約の残っている如是村青年会についてみると、この会は村長を会長とし、学生を除く一三歳から三〇歳までの青年を会員としている。二一歳までを青年部、二二歳以上を壮年部とする。この会は、如是村青年の身体の鍛錬、智徳の涵養、公共心の振作、風紀の改善・向上等の目的を達するため、一、角力、撃剣、柔道、銃槍術、遠足、運動会、二、補習教育、講演会、討論談話会、図書閲覧、三、風紀習慣改善、勤儉貯蓄の実行、四、村風の振興、五、公共事業振興への協力、殊に労力を必要とする作業の卒先実行、六、教育・勸業・衛生等の奨励事項の卒先実行、七、長老の尊重、地方秩序の尊重、八、入退営者の送迎、九、現役および応召者の家族、戦病死者の遺族、および廃兵等に

対する慰問または適当な労力扶助、一〇、会員の善行表彰などの事業を行おうとするものであった〔近現代、三〇三〕。

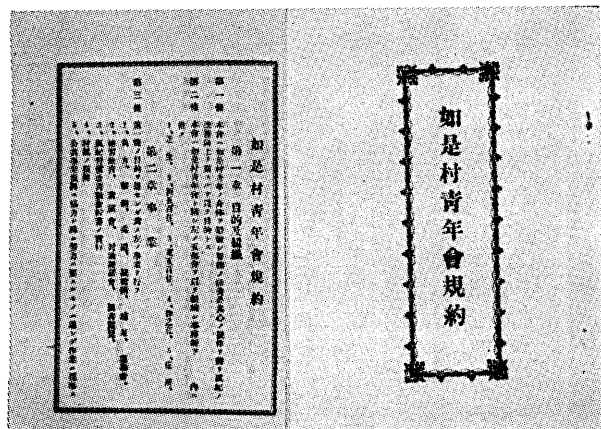
この如是村青年会は、一九一二（明治四五）年三月一七日に如是村常見寺において宮本大阪府視学・佐々木郡視学などを講師として講演会を開催したりしている〔三島郡公報、第六号〕。

地方改良運動は、このほか、町村の事務成績の改良向上をはかるため「町村集合検閲」を郡役所において行っている。

これは、町村吏員其他の名簿、町村条例諸規程、財産原簿、議会に関する書類、歳入出内訳簿、府税徴収簿、統計台帳、統計一覧表等を郡役所に提出させ、郡長・郡書記らが検閲して、完全・無欠と認められたものに対しては赤紙を付して表彰するものである。三島郡役所管下の高槻市域の町村では、高槻町・三箇牧村・磐手村が表彰されている〔三島郡公報、第六号〕。

民力涵養 地方改良運動にひきつづいて、一九一九（大正八）年三月、民力涵養運動がはじめられた。

すなわち内務大臣が地方長官に訓令を発し、「国体ノ精華ヲ発揚シテ健全ナル国家観念ヲ養成スルコト」「自治ノ觀念ヲ陶冶シテ公共心ヲ涵養シ、犠牲ノ精神ヲ旺盛ナラシムルコト」「勤儉力行ノ美風ヲ作興シ生活ノ資金ヲ増殖シテ生活ノ



写280 如是村青年会規約（好田家文書）

安定ヲ期セシムルコト」など、いわゆる「五大要綱」を示して「民力涵養」をはかるよう命じたのである。これは、ロシア革命の成功による共産主義の浸透を防ぎ、米騒動の事後処理をも含めて、地方改良運動をいっそう強力にすすめることを企図したものである。

檜田村が属する京都府南桑田郡では、府知事の指示にもとづいて、一九一九（大正八）年九月、南桑田郡民力涵養実行事項がつくられた。これは一五綱領に、実行細目月次表と題する四月から翌年の三月に至るまでの各月の実行事項を定めたものが付されているもので、後述（第五章第三節）のように、イデオロギー状況の「改善」を意図している点は注目されるが〔近現代〕、多くは掛け声だけで終わったのではないかと思われる。細部の内容については市史第五卷（史料編Ⅳ）を参照されたい。

三島郡管下の高槻市域が属する大阪府では、一九一九（大正八）年三月の内務省訓令の五大要綱をうけて大阪府の「民力涵養実施要目」を制定し、運動推進のために機関誌「大阪自治」を編集している。大阪府の「民力涵養実施要目」は、訓令の五大要綱を簡単に

1921・9・30)

其他団体主催		計	
度 数	参会人員数	度 数	参会人員数
17,401	3,573,357	35,771	8,439,749
1,504	996,620	3,565	2,715,170
318	226,330	571	426,339
2,980	497,152	4,633	812,023
22,203	5,293,459	45,540	12,393,281

1921・9・30)

其他団体主催		計	
度 数	参会人員	度 数	参会人員
386	40,025	788	110,877
60	29,289	170	57,110
154	93,614	583	136,007
600	162,928	1,541	303,994

Ⅶ 近代の高槻

しただけの「大綱」、それを具体化した「実施要目」、さらにより具体化した「郡市実施計画案要目」に分けられる。その一例として内務省の五大要綱、大阪府の「大綱」の第一項「立国ノ大義ヲ闡明スルコト」の項目について、その「実施要目」「計画案要目」をあげれば、次のとおりである。

「実施要目」——一、国体講演会ヲ開催スルコト。二、敬神崇祖ノ觀念養成ニ努ムルコト。三、神社ノ経営ヲ完備セシムルコト。四、史蹟ノ顕彰保存ノ途ヲ講スルコト。五、神職ノ待遇ヲ高ムルコト。

「計画案要目」——一、学校児童生徒青年団員ノ産土神社祭典参

表134 全国・民力涵養事業成績表（1920・8・1～

事項 類別	県 主 催		郡 主 催		市町村主催	
	度 数	参会人員数	度 数	参会人員数	度 数	参会人員数
講 演 会	974	555,393	5,533	1,428,329	12,863	2,882,670
活 動 写 真	278	424,848	598	532,077	1,185	761,625
芝 居	—	—	26	29,650	227	170,359
其 他	7	1,703	218	94,440	1,428	218,728
計	1,259	981,944	6,375	2,084,496	15,703	4,033,381

注) 大原社研『日本社会事業年鑑（1923年）』p.249 による。

尾川昌法「治安維持法体制と思想支配」（『日本史研究』176号）所収。

表135 大阪府・民力涵養事業成績表（1921・4・1～

事項 類別	県 主 催		郡 主 催		市町村主催	
	度 数	参会人員	度 数	参会人員	度 数	参会人員
講 演 会	6	1,970	34	8,064	352	60,818
活 動 写 真	—	—	9	13,000	101	14,821
其 他	—	—	12	20,625	417	21,768
計	6	1,970	55	41,689	870	97,407

注) 大原社研『日本社会事業年鑑（1923年）』p.251～7 による。

尾川昌法「治安維持法体制と思想支配」（『日本史研究』176号）所収。

列。二、祝祭日の国旗掲揚励行。三、家庭神棚仏ノ日朝礼拝及灯明奉獻。四、義務教育終了者及青年ノ伊勢参宮。五、青年処女ノ学校三大祝祭日儀式参列。六、学校毎朝大廟遙拝。七、学校毎朝御真影拝礼。八、学校毎週教育勅語戊申詔書奉読。

こうして、全項目にわたる運動の具体的な実施事項をつくつたうえで、大阪府内務部は、一九一九（大正八）年七月、郡市長あてに「郡市町村、学校、農会、産業組合、会社、工場、在郷軍人会、戸主会、青年団、婦人会、其ノ他各種団体ニ於テ此ノ際ノ実行ヲ期スヘク各適応ノモノヲ選択御設定相成度」との通牒を發して運動を開始したのである。

その具体的な実施形態はおよそ次の三種であつた。(一)講演会・講話会・講習会・映画会、掲示板やビラによる宣伝、民力涵養の標語や歌の募集。(二)村是・村規、申合せ規約などの設定。(三)民力涵養団体の結成。

これらは大阪だけではなくいづれも全国的な運動の形態であつた。大阪でもっとも多い運動の形態は、講演・講習会や活動写真や幻灯のほかに、ポスター文書やビラ宣伝、戸主会設置とその開催、民力共励員と協議会、産業組合とその機関の設置、処女会の設置とその講習であつた〔尾川昌法「治安維持法体制と思想支配——中央強化一九七七年、一九七九頁——」〕

民力涵養運動 民力涵養運動の実行機関の設置も重要な運動形態で、高槻市域の五領村では、涵養会とい

実行機関 う団体が結成されている。この団体は「今時、欧州大戦ノ我カ国ニ齎ラセル影響多々アリト雖、其著明ナルモノ一二ヲ挙クレハ、通貨膨脹シテ一般ニ奢侈ノ風ヲ生シ、物価昂騰シテ国民ニ生活ノ不安ヲ感セシムル等、枚挙ニ遑アラサルナリ。而シテ其ノ最モ恐ルヘキハ思想上ノ一大変態タラスンハアラ

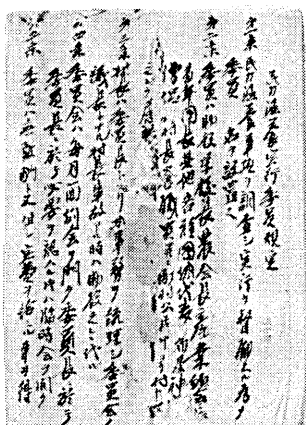
ス。若夫、之ヲ放置セン乎、実ニ立国之基礎ヲシテ危カラシムルナシトセス」との考えから寺を中心に結束し、内務省の五大要綱をそのまま綱領にすることを趣意書にうたい、会則に「各自遵奉スル教義ニ因リ専ラ思想ヲ統一シ民力涵養ニ勤メ五大綱領ノ実践ヲ計ルヲ以テ目的トス」ることを定めている。主な事業は月一回の通常の精神講話会で、臨時の講話会、年一回の大会等がある。年三〇銭の会費納入者が普通会員であった。

また杉生村にも一九一九（大正八）年九月、民力涵養実行委員が設けられたようである。現存する「民力涵養実行委員規定」によると、委員は、助役・学校長・農会長・産業組合長・青年団長その他各種団体代表者および神官・僧侶・町村長・名誉職員ならびに町村公民中から村長が囑託した者であった。村長は委員長となり、委員会の議長となった。委員会は毎月一回開かれた。委員は無報酬であった。委員は民力涵養事項を調査し、その実行を督励したのである〔近現代〕^{四五}。

このほか高槻市域では、高槻町に清交倶楽部、清水村に民力涵養奨励会なる民力涵養団体がそれぞれつくられている〔尾川前掲論文、二〕^{〇〇頁・二〇一頁}。

村 是 大阪府ではまた一九一九（大正八）年一〇月以

後の内務省の、町村に矯風規約を制定させようという宣伝にのって、「町村経営者の選択を乞はむ」としつつも「村民一致の諒解を得て『村是』を樹て『村規』を定



写281 民力涵養実行委員会規定（浅野家文書）

め、公式に発表し神社に奉告するが如き方法」を示した。これによって磐手村でも、一九二五（大正一四）年に村是を制定している。この村是は「立国ノ大義ヲ明ニシ国体ノ精華ヲ発揚シテ、健全ナル国家觀念ヲ養成ス」るため「人心ノ作興」、「民力ノ充実」をはかることを目的としている。そのため、同村では、一九一九（大正八）年二月現在までに、同村神社の修築をしたり、学校教育の徹底をはかるため、出席奨励旗を作成し成績優良の通学団体に授与したり、小学校において講演会を開いたり、貧困児童に学用品を貸与したり、運動会を開いたり、義務貯金組合を組織したり、道路改修工事を行ったりしている〔近現代〕。

民力涵養運動は、上述したように多くの組織を動員したり、村是を制定したりして推進され、また賞金つきで標語の募集までして宣伝されたが、結局は大した成果をあげることではできなかったのである。

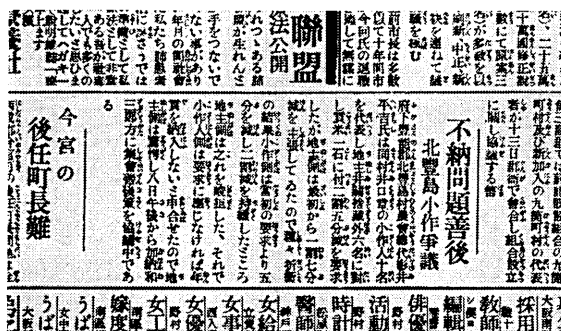
第二節 小作争議とその周辺

米騒動期の

高槻

「大阪府ニ於ケル所謂小作争議ハ大正六年頃ニ端ヲ発シ大正十年頃ヨリ急激ニ増加シ、大正十五年ニ至リ最高潮ニ達シ、其ノ後次第ニ減少シ」〔地方別小作争議概要〔農〕〕
〔林省農務局昭和六年九月〕

当時「府下ニ於テ最モ小作地面積多キハ淀川ヲ中心トスル北河内郡及三島郡ナリ、又農民組合設立以来運動ノ最モ熾烈ナリシモ右両郡ナリシ關係ニアリテ従来争議ノ大部分ハ此ノ二郡ヲ以テ占メ常ニ府下第一位ニアリタリ」〔同前〕といわれるように、大正期の府下の小作争議に占める三島郡の比重は大きく、高槻市域においても五領・大冠・三箇牧各村の淀川筋を中心に各地域に活発な争議の発生をみたのであった。これらの争議



写282 豊能の小作争議の報道
(『大阪朝日』大正12年12月6日)

の状況をみる前に、それらの争議発生の前段階である米騒動期の高槻の概況について簡単にふれておこう。

「農村の米騒動はこれまで非常に少ないように思われていた」が「案外件数は多い」〔『米騒動の研究』第一〕の
であり、特に日備賃金で雑業に従事する貧民や貧農層が相当数滞留しているような農村に多かった。

高槻市域の場合は全体として至極平穏で、それだけに行政的対応も切迫感に乏しいものであった。

例えば、天皇の「御下賜金」伝達が三島郡役所よりあったのが、高槻町の場合（他の各町村も同じであったと考えられる）一九一八（大正七）年八月二十九日で、大阪府の米騒動の初発の八月九日より二〇日間も経過してからのものであり、これで白米を購入し生活困窮者に配給しはじめたのが、高槻町九月一八日、磐手村で九月五日であった。また、下層貧困者に対する外国米を含む米の廉売が実施されたのも、磐手村は九月一〇日からであり、高槻町では外国米廉売を九月八日よりはじめたが一〇月一八日には停止しており、芥川村では廉売券の利用者が予想より少数であったことが「事務報告書」に記されているのである。もっとも、一面では高槻町では八月一〇日に、米価暴騰にともなう救済策協議による町議会が召集され、同月一五日には下級貧困者救助のために有志の寄附金を募集し、米券発行による救助活動を始めるといふ敏感な行政的対応をみせているが、これ

第四章 町村制度の改革と農民運動

方 小 作 争 議 略 年 表

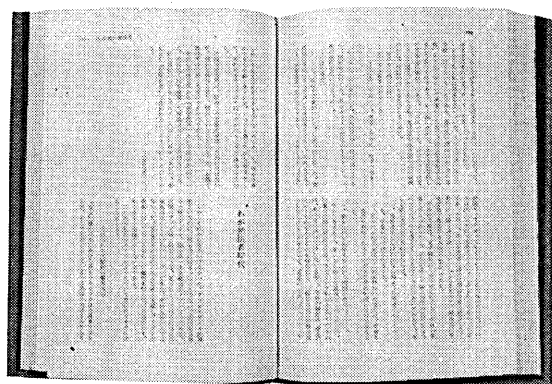
	訴)、五領村鵜殿 減免争議 (小作39人)
大正13. 2	三箇牧村西面で地主の土地取上げ反対争議
13. 11	如是村津之江 4～7 割減免要求争議 (小作40人、地主6人)、磐手村下 5～8 割減免要求争議 (小作27人、地主6人、11/12)、磐手村安満 減免要求争議 (小作49人、地主5人、11/13)、大冠村大塚 永久2 割減免要求争議 (小作60人、地主14人、11/28)、
13. 12	五領村上牧 (小作48人)、道斎 (小作38人)、芥川村郡家 (小作51人)、大冠村野中 (小作60人) で減免争議
13. 12	日農大塚支部 (大冠村) 結成 (37名、12/16)
13. 12	三箇牧村柱本 4 割減免要求争議 (小作51人、地主11人 12/26～大正14. 3/18解決
13. (月不詳)	磐手村富田村で減免争議
14. 3	磐手村安満 減免争議
14. 4	第2 回農民デー 日農北摂連合会デモ (茨木～三箇牧、自転車デモ150人)
14. 5	日農西面支部結成 (40名、5/5)
14. 7	大冠村々長小作争議から辞職へ
14. 11	大冠村中小路、野中で減免争議 (小作50人)
14. 12	大冠村野中 減免争議 (小作49人、地主8人)
14. 12	日農冠支部 (大冠村) 結成 (30名、12/12)
15. 1	三箇牧村柱本 4 割減免要求争議 (小作63人、地主13人)
15. 10	大冠村で地主立毛差押 (小作45人、地主4人) で小作人約100名大阪地裁へ陳情 (10/27)
15. 10	三箇牧村柱本 4 割減免要求争議 (小作64人)
15. 11	阿武野村 3～4 割減免要求争議
15. 12 (昭和1)	富田町・如是村西五百住で減免争議 (12/26解決)
昭和 2. 2	大冠村減免争議 日農脱退条件に解決、清水村原で減免争議

注) 大阪朝日新聞、毎日新聞、上西家文書 (上田部)、小方家文書 (富田町)、労働運動概況 (内務省)、土地と自由 (日農)、磐手村々会議事録、大正農民騒擾史料 (青木虹二編)、大阪府農地改革史より作成。

Ⅶ 近代の高槻

表136 大 正 期 高 槻 地

大正10. 7	大冠村大塚	小作料減免要求土地返還争議（小作50人）
10. 11	磐手村安満	減免争議（小作35人、地主16人）12/4 解決
10. 12	芥川村郡家	減免争議（小作50人、地主16人）12/1～12/11解決
11. 5	清水村真上	減免争議（小作35人）
11. 10	大冠村大塚	減免争議（10/31）、11月には全村に拡大、各字毎に交渉委員設定、永久3割減免要求、11/28解決（小作450人、地主107人）
11. 11	五領村上牧	永久3割減免要求争議（小作56人、地主7人）11/27～12/6 一部解決、強硬派地主2名に対し土地返還、地主推挙の本澄寺住職排斥闘争へ
11. 12	芥川村郡家（小作50人、地主10人）、五領村道斎（小作60人）	で永久3割減免要求争議
11. 12	三箇牧村柱本	2割5分減免要求争議（小作65人）
11.（月不詳）	富田村 口米5升（石当）	減免要求交渉（12年度より口米廃止実現）
12. 1	日農道斎支部（五領村）	結成（37名、1/1）
12. 2	三箇牧村西面（小作150人）、五領村梶原（小作46人）、三箇牧村唐崎・柱本（小作152人）	で減免争議
12. 3	三箇牧村四大字で永久2割減免要求・土地返還争議（小作200人）、4/18 永久減免要求方式を毎年の減免要求方式へ転換、五領村道斎・鶴殿で減免争議	
12. 6	日農柱本支部（三箇牧村）	結成（53名、6/10）
12. 10	五領村道斎・前島	5割減免要求争議（小作44人）、三箇牧村柱本 永久2割5分減免要求争議（12/26解決）
12. 11	阿武野村氷室	減免争議解決（11/2）
12. 12	大冠村	3割減免要求争議、阿武野村氷室 減免争議再燃、土室にも波及（12/12）、三箇牧村三島江 減免争議、如是村西五百住 減免争議、日農高槻八幡支部結成（12/25、47名）
大正13. 1	高槻町八幡地主5名	小作米請求出訴（10/15 小作側敗



写283 大宅壮一著「わが無法者時代」
 (『大宅壮一選集』より・京都府立総合資料館所蔵)

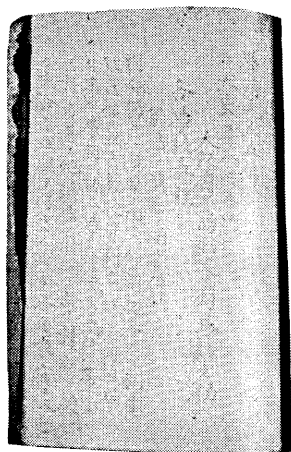
れ、その後出身校である富田尋常高等小学校の同窓会において「米騒動を煽動するような演説をした」『わが無法者時代』大宅壮一著「ことを理由に茨木中学を追われるような状況もあったのである。

そして、「数年来之欧州戦争は、諸物価を駆りて非常の奔騰となり、本年（一九一八年―筆者注）米価未曾有之高価を呈シ、作人所言もなく凶作ニあらざるも、各地凶作の声ヲ生シ、宛米減少の請求と化し」〔近現代、小

は万一に備えての予防策として先手を打ったものといえよう。

しかし、一方では八月一日、富田村にて二〇〇余名の騒動が発生したことが「大阪憲兵隊に於ける米騒動の概況」〔市〕茨木市史にみえるが、その詳細はもとより、事実の有無そのものも不明である（なお、前掲の『米騒動の研究』には富田村の記述はない。

また、『日本帝国主義講座』の栗原百壽著「農業危機の成立と発展」所収の「表二二 米騒動勃発市町村名」に富田村の名がみえる。しかし、全国的に被差別部落住民が米騒動において大きな役割を果たしたことが明らかになっており、のちに富田水平社を結成する富田村の被差別部落住民がなんらかの動きを示したことも充分考えられるのである。また、富田村の造り醬油屋の息子で、当時多感な茨木中学四年生の大宅壮一が八月一三日に大阪上本町の姉の家を訪れ、米騒動の実況を直接目前で見聞して触発さ



写284 節米奨励の通達
(磐手小学校文書)

作料減免を余儀なくされた富田村の地主層の状況は、この時期の他村でもひろくみられたものと思われるが、それはまた、夏の米騒動に発揮された民衆のエネルギーが、秋から冬へかけての小作農民の動向になんらかの起動力を与えたものとも考えられる。

いずれにしても米騒動は多分に自然発生的で組織性や計画性を欠いた未熟さをもつものであったといえ、その後の労農運動などに大きな刺激を与えたことは疑いえない。このようなことを恐れたからこそ、高槻工兵隊が尼崎市の米騒動鎮圧に動いたように、その鎮圧には警察はもとより軍隊まで動員されたのである。

一九一九（大正八）年に入って三島郡各地で節米講演会が開かれ〔近現代、二〇七〕、また節米奨励通達〔近現代、一五四〕が郡長より出されているが、とくに後者の小学校校長あての通達中に「今回ノ大戦中、交戦列国ガ食糧問題ニ就キ種々ノ制限ヲ設ケ、挙国一致之ガ実行ニ努メ、困苦欠乏ニ耐ヘタル活事例ヲ引用シテ、児童ノ脳裏ニ深刻ナル印象ヲ付与スルコト」とあり、総力戦構想の中に食糧問題を位置づけながら、その危機の克服が説かれているのが注目される。

その後、朝鮮の農民支配を中心とする植民地産米増殖政策が一九二〇（大正九）年から強行され、翌年には米穀法が制定されるなど、米騒動を契機に食糧政策が新しい展開をみせていったのである。

(三島郡のみ)

津市	他	
味島味 舌飼生 村村村	吹山新千岸島 田田田里部本 町村村村村村	三島郡計
1	1	1
1 1	1 2	5
2 3 7	2 5 3 2 4 2	11
4 4 7	4 7 3 2 4 2	50
		69

小作争議の発生と 初期の闘争形態 小作争議の刺激剤となった点では米騒動と並んで都市の労働争議の影響も見逃せない。京都・大阪の中間に位置する高槻も第一次大戦後、大正十年代に入ってとくに大阪の本格的な労働争議の発展の影響をうけることを免れえなかったことが充分推察できるのである。ちなみに、大阪における最初のメーデーが行われたのは一九二一（大正一〇）年であり、また、同年は戦後恐慌による「ストライキの年」となり、大阪電業員組合や藤永田造船などの大争議がたたかわれており、大阪における労働争議件数も前年の五倍となって飛躍的增加を示しているのである。小作農家の子弟のうちで大阪の工場に勤める人々もふえていっただろうし、また、この頃高槻自体にも日本絹綿・湯浅蓄電池などの近代工場が設立

され、いやおうなしに工場労働者の影響や近代的労働運動の空気を吸いこむ機会がふえてくることになった。

第一次世界大戦後から昭和恐慌前までの一九二〇年代を中心として高槻地方で発生した小作争議は、官憲や地主側の史料・新聞記事・農民組合史料などで把握しうるものだけでも約四〇件にのぼるが、その外延にはより多くの争議の様相がひろがっていたものと推定されるのである。それらは小

Ⅶ 近代の高槻

表137 土地所有規模別所在地別地主数

現 行 政 区 画	高 槻 市						茨 木 市					
旧 村 名 土地所有 規模	三 箇 牧 村	大 冠 村	芥 川 村	五 領 村	高 槻 町	如 是 村	玉 櫛 村	清 溪 村	茨 木 町	春 日 村	三 島 村	宮 宅 島 村
50 町 歩 以 上	1											
40 町 歩 以 上		1										
30 町 歩 以 上	2						2					
20 町 歩 以 上	1		1	1	2			1				
10 町 歩 以 上	2	2		1		1	2	1	3	2	4	1 1
計	6	3	1	2	2	1	4	2	3	2	4	1 1

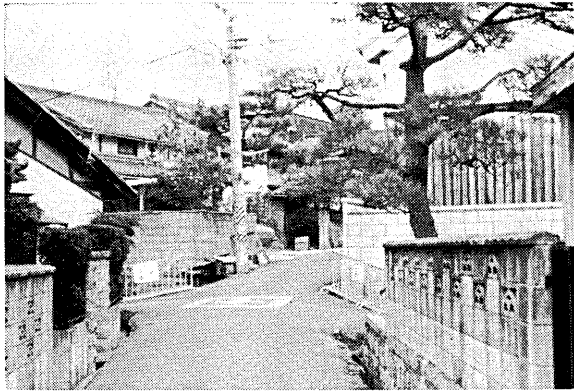
注)「大正10年調十町歩以上の地主」(「大阪府農会報」第236号)による。

作人組合や農民組合を基礎に、初期には小作地返還、その後は小作米不納をはじめその他種々の地主的共同体秩序の攪乱策などを駆使してすすめられた。

これらの多くの小作争議の中で質量ともに注目されるものは、淀川右岸沿いの各村の争議であった。すなわち大冠村(とくに大塚・野中)、五領村(とくに道斎・上牧)、三箇牧村(とくに柱本・西面)などがそれである。

一九二〇年代半前後が山場であり、これらの村々では連年のように小作料の減免を求める争議が発生・恒常化し、多くは五〇人から二〇〇人程度の規模で、後には頑強に法廷闘争などをも交えるようになり、その解決も延引して長期化する場合が多く、それだけに小作側の主体的な闘争力量も強靱

たわっていたのである。



写285 旧三箇牧村大字唐崎の家並（市内唐崎中二丁目）

日本農民組合 このような争議をすすめ支える組織力となったのは一九二二（大正一一）年結成された日本支部の結成 農民組合（以下「日農」）であり、高槻でも各地に支部が誕生していったのである。

日農支部が結成されて中央幹部の指導が入るまでの争議は、手段方法の上でも未熟さを免れぬ面が多かつ

たのは一九二七（昭和二）年春のことで、その間何回もの調停交渉を重ねてきており、三箇牧村の争議もこの事例と同様二年越しの解決であった。これらの争議はいずれも約一〇ないし二〇パーセントの減免をかちとって収束しており、地主層へ大きな打撃を与えると同時に、周辺各村の小作農民へは大きな刺激を与えるものとなっていた。淀川沿岸各村のこうした争議激化の背景には、他村と比較して相対的に大きな地主が多く——大阪府農会による一九二一（大正一〇）年の一〇町歩以上の地主調査によれば、高槻関係ではそのほとんどは三箇牧・大冠・五領などの沿岸各村に集中しており、とくに三〇町歩以上の大地主はすべてそうである——その下で多くの零細な小作農民たちが共通の利害に結ばれ、かつまた、水害の常習被害の低湿地でもあっただけに、地主制のもつ矛盾が最も集中的に鋭くあらわれざるをえないという事情がよこ

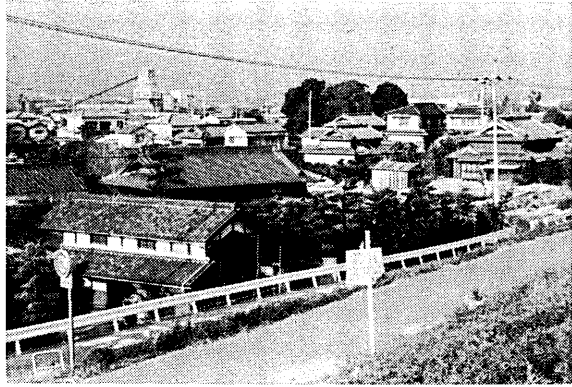
た。たとえば、三箇牧村の大字柱本・唐崎の小作農民は隣村の争議が小作農民側の勝利に終わったのに刺激されて、一九二三（大正一二）年度小作料の永久二割減免要求を提出して争議をおこしたが一向に解決せず、「前略」小作人側は氣を苛ちたる末、同字商工者約三〇名を以て組織せる商工団に対して三月末日に支払ふべき売掛代金の六月末日迄延期する旨申渡し、之により更に側面より地主を窘迫せんと試むるに至れり、然るに意外にも其中一、二の商人より斯くては忽ち衣食の道に窮すべきが故に当分小作人側の曩きに地主に返還したる筈の土地を借り受け自己等も亦小作人たるべしとの申出をなしたるもののあるのみならず、爾余の商工団員は支払は四月五日を越ゆるを許さざる旨強硬に主張し来れるより狼狽せる小作人団体は商工団員を目標として地主と共謀せるものと倣し其の誤解は後に釈けたるも一時は却って内部の紛糾を加へし事実あり、（後略）

〔大正一二年「労働運動概況」
内務省社会局第一部第四編〕といわれるような状況がそれであつた。

日農の各支部組織は大阪府下では当初一九二二（大正一一）年代に淀川左岸の北河内郡域に続々と結成をみ、その動きは淀川を渡って右岸の三島郡域に波及、鳥飼村・山田村から高槻地域へと結成がすすんだ。一九二三（大正一二）年一月には五領村道斎、六月三箇牧村柱本、十二月に高槻町八幡の各支部が、翌一九二四（大正二三）年には一二月に大冠村大塚支部、さらにその翌年の一九二五（大正一四）年には三月に大冠村番田、五月に三箇牧村西面、一二月に大冠村冠の各支部があいついで誕生したのである。

このように支部が組織化されてゆく際の具体的状況を鳥飼村（現摂津市）の事例でみておこう。

同村では一九二二（大正一一）年五月頃より大字上鳥飼の小作農民が小作料減免を要求して地主との交渉を重ねていたが難行していた。「此間の消息を伝聞せる日本農民組合員仁科雄一（日農本部員―筆者注）は日



写286 鳥飼旧村（摂津市鳥飼下一丁目）

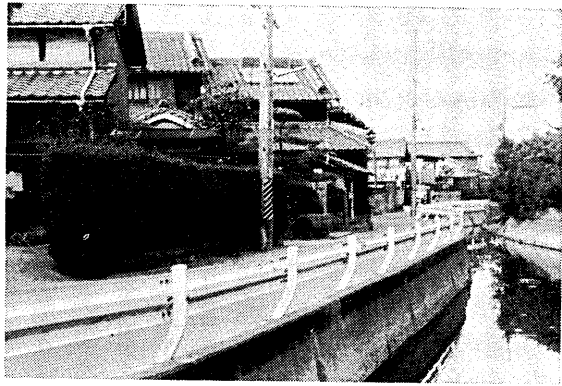
本農民組合名を以て同字小作人の有力者小林伊之助に対し再三書面を送りて争議応援の申込を為す所ありしが、本年（大正一二年）筆者注）十一月三日日本人自ら小林方を訪れ同日午後六時頃より同村小作人寺田多十郎方に小作人約六十名を集合せしめ、今春来の減額要求にして示談不調の暁は一反に付現金二十円位を年貢として納付せば地主側にしても差したる苦痛なかるべく敢て地主の高圧手段に報ゆるの要なし、若し本運動にして資金を必要とする場合は組合より融通の便宜を計るべしと述べて辞去したり。」〔労働概況「内務省」〕という経過を経て支部組織が結成されることになった。地主との恩情にとらわれず、「現金二十円位」の納付で充分という経済合理主義を強調するとともに、運動資金の融通援助という組合の利用価値を示しての積極的な指導オルグを行っていることがわかる。

野中の小作 争議と日農 中甸、小作農民五〇人が虫害を理由に九人の地主に対して小作料の減免を要求したのが発端となつて争議となつたが、その後交渉は難行し、遂に小作農民は「十二月中旬日本農民組合に加入し之が発会式を挙げ愈々組合を背景として要求を持続し十二月末日に際し小作人は各部落毎に年貢米を集合保管をな



写287 農政時報第10号(法政大学大原社会問題研究所蔵)

し本年（大正一五年―筆者注）勿々農民組合講演会を開催し該米を米穀商人へ夫々売却するに至れり、依って地主は協議の結果年貢米請求訴訟を提起するに至れり」〔「農政時報」第「一〇号所収」〕という状況で、法廷闘争にもちこまれ、長期化することとなった。「農民組合は前後三回講演会を開催し主として耕作者に依って所有権を確立する如く宣伝し、小作者の団結力を一層強固たらしめんとせり、尚小作料に付ては労力其他諸費用を計上し、一石当り金十六円を要し現在米価にては収支相償はざるを以て小作料の減額は当然なりと揚言せり、或は村協議費を納付せざること又は地主と冠婚葬祭の交りを絶つこと等要するに農民組合は農村の根柢を破壊するの団体なれば之等組合を解散するにあらざれば農村の振興は得て期す可からず」〔史料〕^{前掲}というのは、この間で生じた地主側の慨嘆の声であった。この争議の過程でも日農が耕作権の確立を主張しながら、「一石当り金十六円」という「費用価格」



写288 西面旧村（市内西面中二丁目）

を計算し、「損益計算書」を地主につきつけて闘争するという、資本主義発展の中で形成されてきた価値法則に根拠を据えた合理的主張を基礎にしていたのであった〔『日本農業』史有斐閣〕。日農はこのようにして従来の地主・小作の半封建的温情主義的關係を資本主義的合理的關係に置きかえてみせつつ、小作農民の近代的自覚を促し、日農への加盟を勧奨し闘争をすすめんとしたのである。

この意味で阪神工業地帯をかかえて、早くから資本主義の影響の波及・滲透のすすんでいた高槻地方をも含む近畿地方では小作争議が最もさかんに展開し、それだけに農民組合の組織拡大がすすんだものといえる。また、これらの争議の指導層もその多くは小商品生産者として成長していった小自作・小作上層（多くは経営規模一・二町程度）であった。

そして、北河内郡や三島郡では日農による農民学校が組合員の教育のために寺などを利用してさかんに開設され、多くの農民が参加した。日農幹部をはじめ、労働党代議士として著名な山本宣治などが講師として赴いたのであった。小作農民も日農へ加入し闘争に参加する中で自己の要求の正当性への自覚をたかめ、また狭い村の枠をこえた横断的結合による相互援助・連帯による実利の獲得、さらに地主による法廷闘争に対する日農顧問弁護士協力・助言、その他日農幹部による熟達し

た実際の闘争への理論的戦術指導などで日農の組織的力量への信頼感をかためていったのである。

日農支部の 成 長 として、このような争議の経験の蓄積が組織の質的發展をもたらし、争議を通じて日農の各支部で有能な地方幹部が育成されていったのである。高槻地方の各支部からも柱本支部の中

井鹿造、大塚支部の門川治三郎、高槻支部の石田安次郎、道斎支部の川崎種松などが日農北摂連合会や大阪府連合会の幹部に任ぜられたのである。さらに後述のようにこれら支部幹部の中から無産政党建成や町村会議員として政治運動に参加する人々も出現してくるのである。

ここで小作争議の激甚地帯の中心にあった三箇牧村西面地区の農民運動の指導にあたった一人である木田孫三郎の生々しい回顧談を紹介しておこう。

「われわれが団結するまでは、地主（ちしゅ）は、あんまり、横暴が過ぎていました。三箇牧村の村会議員は、地主が占めていました。だから、大正六年、淀川の大塚ぎれのあとでも、小作は苦しむばかり。と云うのは、田は、淀川の土砂をかむってしまったから、砂をぬかないと、米がとれない。そこで、いっしょうけんめい、砂ぬきをしたのですが、地主は年貢で加減してくれたのは少なかったです。大字西面の部落会でも、評議員は地主ばかり。小作が苦しんでいる時に、地主は会をつくって、玉川にはクラブを建て、そこで月見とかいうては、風呂にはいたり、碁会をしたりしていました。小作が不足を云うと、碁会の席や、評議会の席で、そいつを押さえつける打ち合せができてしまう。そこで川本や田村（いづれも農民運動の指導者―筆者注）、私が相談したのです。地主が碁で頭の訓練をして、碁会で作戦もできてしまう。われわれも碁会をひらいて、対抗できるような、頭の持ち主になろう。そういうことで碁をならう会をつくったのが、組織化のはじまりです。田村は、日露戦争で片腕をなくし、名誉の軍人として人気があり、なかなかの軍師でした。川本は、独創的な説を考えてくる人で、貧乏百姓は地主に負けぬよう榮養をとるため、共同で川雑魚を

とろうと呼びかけ、組をくんで魚をとらせ、分配をする習慣を村につくりました。息子は帝大にいかせました。私は、はじめて、地主に対抗して、大字の評議会に出て、当選しました。二八歳のことです。」〔第二次大戦前の高槻農民史——宇津木秀甫著『高槻史談』第三号「一九七一年」五月所収〕

この談話の中に出てくる「田村」は日農西面支部の幹部田村繁松のことと考えられ、「名誉の軍人として人氣があり」とあるところからみて当然在郷軍人会の分会幹部であつたとみられるが、このように当時在郷軍人会の分会組織やその構成員が小作争議に参加し、指導的役割を演ずる例は各地でみられたことであつた。たとえば一九二二（大正一一）年より始まつた地主吉川昌一に対する激烈で長期にわたる三島郡山田村（現吹田市内）の小作争議は当時の数多くの三島郡の争議中の頂点に位置するものであつたが、翌年六月になつて在郷軍人会山田村分会は、茨木国粋会の助けをかりて小作地取上げを強行した地主と闘つていた日農山田支部を支援している〔『農民運動』天正一二年七月十五日、『日本』「フジシスム」(1)国家と社会、大月書店所収〕。なお、この事実に関しては一九三二（大正二一）年七月の共産党創立に参画した山川均が『階級戦』（一九三三年七月）の「反動の高潮期」という評論において次のように記し、高い評価を与えている。すなわち「最近大阪府の小作争議には国粋会員は地主の味方をした。そしてこの暴力団体から小作人を防衛したものは在郷軍人であつた。小作人側に立つて村落の治安を維持したものは、国家の警察ではなくて、軍閥がその踏み台の為に造つておいた在郷軍人会であつた。在郷軍人会がその決議によつて小作組合を支持したことは、恐らくは今度が始めてであつた。この小さな事実のうちには、大なる意義と暗示が含まれて居る。農民運動の取るべき針路は、この小さな挿話のうちに示されて居る。在郷軍人を軍国主義的思想の鉄鎖から独立させ、軍服を脱ぎすてたように、軍閥の思想的支配を脱

ぎすて、小作人組合と提携せしめることは、農村に於ける無産青年運動の重要な任務でなければならぬ。」
 『季刊現代史』九号一九七
 『八年九月二〇日発行所収』。 にはともあれ、このように在郷軍人会をも包みこんで争議が関われる場合も少な
 くなかったのである。

日農支部の選 日農は小作争議をすすめるとともに、やがて政
 挙への対応 治分野にも進出してくるのは必然の動きであっ
 た。一九二四（大正一三）年五月に施行された第一五回総選挙に
 おいて大阪七区（三島郡・豊能郡・北河内郡、定員二名）では政友
 会公認で立候補した元新聞記者の白井勘助（前回総選挙にも立候
 補、落選）を北河内郡と三島郡鳥飼村・三箇牧村の日農組合員が
 応援したことが内務省社会局の発行した「大正十三年労働運動
 概況」に記されている。白井候補自身は次点で落選したのであ
 るが、注目されるのは先述の日農組合員が応援するにいたった
 背景で、前記の内務省資料では次のように記されている。すな
 わち「小作人団体が擁立又ハ応援スルニ至レル事情」の項に「小
 作人団体が結束応援シタルニ非ルモ 前記鳥飼村其他ニ於ケル
 日本農民組合加盟者カ其領袖格ノ誘引ニヨリ応援スルニ至ルモ
 ノニシテ 別段白井候補ノ政見ニ共鳴シタルニアラス同選挙区



写289 川崎種松あての書簡（宇津木秀甫氏所蔵）



写290 「土地と自由」第30号
(同志社大学人文科学研究所所蔵)

走を重ね、かつては政友会の花形代議士として活躍し、政友会の本部役員をつとめたりもしていた。

これより先、一九二四(大正一三)年二月末には日農の第三回全国大会が大阪で開かれ、大会役員の中に五領村の川崎種松の名もみられたのであったが、この大会の第二日目に入って岡山旭東連合会や大阪北摂連合会からの提案「来るべき総選挙に対する農民組合の態度」をめぐって激論が交わされた。

その提案趣旨は「組合として総選挙には干与せず、傍観的態度をとり、棄権又は自選投票とする」ということであり、その根拠として「制限選挙であること、組合運動と政治運動を混同する恐れがあること、既成

ニ於テ政友本党及憲政会側候補者カ上・中階級ノ有権者ニ勢力ヲ有セル關係上有産階級ト背馳スヘク感情的ニ本候補ヲ応援セルモノ」とあった。ちなみにここでいわれている政友本党候補は植場平、憲政会候補は佐竹庄七であり、特に前者は大冠村に籍を有し、高槻地域をはじめ三島郡や北河内郡を地盤に地主層の利害に立脚して活動していた古参議員として著名であった。とくに彼は淀川治水問題で名を馳せ、大冠村長磯村弥右衛門などの地主名望家層をブレインに地方と中央を結んで奔

政党と腐れ縁を結ぶ憂いがあること、組合員より候補者を出しても当選は無理であること」をあげていた。関東連合会からは賛成意見が述べられたが、これに真向から反論したのは香川連合会の代表であった。反論の根拠は「組合運動と政治運動は過去の香川の経験からみても相乗効果がある。普選促進のためにも積極的な取り組みをすべきである。」などであった。激しい討論を経て、最終的には「各地の任意とする」「組合として候補者を立てる場合は中央委員会の承認を必要とする。」ということで論戦に終止符が打たれ、統一の方針を出すことができないまま、総選挙をむかえることとなったのであった。

今ここで日農機関誌『土地と自由』第三〇号（大正一三年六月五日付）に掲載されている総選挙の論評について特徴的な個所を紹介しておこう。

「組合員に対する総選挙の影響」

「……運動に馳廻った支部としては南桑・香川・東讃の一部北河内などは著しいものとして其他到る所にあった。京都も兵庫にも聴いている。……困ったものは支部長連のなかで組合と云ふ背景があるので好遇される事を忘れて無産階級の気持を踏み外した連中のあった事だ。如何なる党派に応援したかこの方面では護憲三派のみとも限らない。南桑・宮城の如く地主階級の擁立する候補者に反対のものを担いだなどは面白い現象でもある。……関東・関西の全体を通覧してみると政党者流の誘惑に混乱されたと云ふ影響は免れる事は出来ない。……無産階級意識を失って協調的になるのはまだしも地方有志とも云ふ可き第三者の立場に成上ったつもりで組合員を圧迫して争議を無理押しに片附ける、選挙運動に加はらぬ附近の支部幹部を除名するなぞとの振舞に及むだ地方もある……持てる一票の処分に組合としての積極的行使法の存せぬ余り而して無産階級的思想の不鍛錬と過去の政党運動の惰力のある今日としては致方ない。」

「総選挙後の無駄話」（対話形式になっている―筆者注）

「……私たち農民組合員中には、三割強位しか有権者はありませんけれども、なか／＼勢力を持ちますからな、それにツケ込みまして、各派から秋波を送るのです。本党だ、いや憲政会だ、政友会だ、いや俺は農民党だと看板を突きつけて組合に金品とか、いや何だかだときつつけ引張り込むのです。……組合だ、組合だと申しまして未だ創立後間もないことですから、組合の幹部にもシッカリした対総選挙策がないところへ、オイ組合は何うするのか、組合員中から立候補するのだから、一つ応援して貰いたいですが、なか／＼あなたの組合は勢力があるのですから……などと、各派から、それぞれ幹部連中に話を持ち込みましてな。それが同一人に各派から申込むのらしいですが、各幹部に各派がそれぞれ違いますでな。……私達無産階級の政党も組織せねば駄目です。既成政党に利用されるものか、吾々は吾々のための選挙運動をやるのだなぞと言って居ましてな。私たちの政党が組織されないと何うしようもないです。それに普選ではなしやっぱり既成政党に利用された形ですな。……」（N）の署名あり、仁科雄一である―筆者注）

「選挙後の感想」

「……併し今度の選挙で愉快なことは無産者の覚醒して各地の演説会は白熱したのみならず、無産者はハッキリ階級的に目醒めたことである、即ち各地の農村を巡廻して選挙状態を見るに地主と小作人、無産者と有産者が互いに相反したことである。即ち地主が護憲派に行けば小作人が政本党に走る、有産者が政本党に傾けば無産者は護憲派に力を入ると云ふた調子である、政治的にはまだまだ目醒めぬが階級的にはハッキリと分かれたのである、故にもう一息である、是れに無産者が、小作人が政治的に自覚したならば、そして普選が来たならば我々の天下である、無産者に政治的自覚を促すことは何より大切な事業である。……」（S）の署名あり、杉山元治郎のことである―筆者注）

先述の大阪七区の選挙状況と類似の現象は、全国各地でみられたことのようにである。

選挙闘争　そしてこのことは、日農の総選挙対策が確定していないこと、無産政党の未結成、農民特有の
の展　開　実利主義と政治的自覚のおくれ、とくに小作農民の反地主意識が地主制を含む体制そのもの

Ⅶ 近代の高槻



写291 日農北摂連合会 (「ふるさとの風土・高槻」より)

の変革を志向する方向へ質的に転化しきれていないことなどの全体として主体的な未熟さの反映であった。同時に既成ブルジョア地主政党側でも相互抗争の中で各地の「小作争議のエネルギーを巧みに吸いあげ、党勢拡張のためにマヌーバー的に利用しようとする対応」〔「初期小作争議の展開と大正期農林政治状況」の「考察」林有二『歴史学研究』四四二号所収〕をみせてさかんに暗躍していたのであった。

一九二五(大正一四)年の前半は全国的に市町村議選が行われたが、これは等級選挙制廃止以降の最初の選挙であった。この等級選挙撤廃については、かつて、一九二〇(大正九)年秋に三島郡三二カ町村長が「農村に於ける無産階級者の跋扈を惧れ、町村自治の円満なる発達を望み難し」〔大阪朝日新聞、大正九年一月一九日付〕との理由で、反対陳情書を政友会植場代議士に託すなどの動きをしたことがあった。大きな意味をもつ選挙だけに日農も折から開催された第四回大会で積極的取り組みを決定した。

この第四回大会は東京で二月末に開かれ、大会役員中に高槻町出身の石田安次郎の名もみられた。町村会改選については日農各支部が勝手に行動して足並みが乱れることのないように、県連合会の統制下に整然とした活動を展開す

ることが決定された。

この方針にもとづいて、同年三月末、茨木において日農北摂連合会支部長会議が開かれた際、町村会議員改選対策が審議され、高槻関係では、高槻と柱本両支部より各一名の立候補をめざすことが決定された。

そして高槻町議選では日農高槻支部より石田安次郎支部長が立候補し、当選したのである。この当選の背景には前年初め以来の高槻町八幡地区における激しい法廷闘争をも含む小作料減免争議の展開と高揚があった。石田町議の活動は一期のみであり、その議員活動の内容は不明であるが、町会議事録で見える限りでは町会自体の動向や行政内容に彼の進出にともなう変化のきざしらしき気配はみられない。議会内における劣勢はもとより、議会外における彼を支える基盤の未熟さ（争議の鎮静化・後退、後述するような日農の分裂など）からみて当然のことではあった。

また、「此等の新議員（無産政党出身議員―筆者注）が一般に智識の程度低く加ふるに議事に熟練せず為めに議場に出席前他の教示を受けて出場するが如き」例もあったとされており〔内務省社会局労働課「市町村会議員選挙における労働者並小作人の運動」内務時報、大正一四年、三〇号〕、同時に「所謂無産階級を背景として選出された議員の町村会に入り来れることそれ自体が、所謂有産階級の議員に相当の自覚と緊張を与え、従来の弊害を除去したもの、又、一般小作人に好感情を与へて、村治は寧ろ円満に進行しつつあるを見るものもある」〔「議員改選後の市町村会に於ける所謂無産者の勢力」という内務省社会局の見方も当時存在していたのである。〕

しかし、反面「将来選挙の度を重ぬるに従ひ漸次其の勢力を伸張するのみならず、彼等が議事その他に習熟するに至れば独り地方行政上のみならず各種の方面に相当の影響を及ぼすべきは之を想像するに難からざ



写292 吹田町朝日座跡（吹田市元町）

る所」〔前掲書〕であると内務省筋はその可能性を推断していたのであり、だからこそ後に述べるように、種々の「社会政策的農業政策」〔『日本農業史』〔暁峯集三編〕〕や地主側よりする総力を挙げての対抗策が講ぜられ、小作争議に示されるエネルギーの体制内への吸収と分散・消滅がはかれたのであった。

なお、この頃、無産政党結成の機運が芽生えつつあったが、労働戦線の中核部隊であった労働総同盟は左右に分裂しており、したがって、労農大衆の期待と要求にこたえられるような無産政党結成の中心となり支柱をなえる組織としては、当時組織的拡張めざましく、かつ統一を保持していた日農しかなかった。

一九二四（大正一三）年暮には日農主唱の無産政党組織準備委員会総会が開かれたが、準備委員会調査部には日農五領村支部の幹部高山卯之助の名も見られたのである。

その後、労働戦線の分裂を反映して単一無産政党結成は難行し、難産の末に一九二五（大正一四）年二月二日誕生した農民労働党は即日解散を命ぜられたが、翌年三月五日には左翼潮流勢力を排した上で労働農民党が産声をあげたのであった。中央執行委員長には日農の杉山元治郎が就任した。同年一〇月八日には三島郡吹田町朝日座で同党北摂支部の創立大会が開かれ、三島郡にも無産政党の影響が波及する契機がつくられたのであるが、高槻

地方に労農党の支部組織が結成されたかどうかはさだかでない。

争議状況の 先述した三島郡山田村のような山頂に位置する先鋭な争議の裾野には日農に組織されないまひろがりま、新聞種にもならず、人々の注目をうけないような数多くの争議がひろがっていた。次のような富田・如是地区の争議もその一つであった。

「茲数年来、小作人ノ思想悪化シ、山田村ニハ地主对小作ノ争議アリ、近村小作ト共ニ口米（石五升ノ込米）減ノ要求アリ……」（一九二二〇大正一一年）〔近現代
一八七〕

「……宛米ニ付、作人ト交渉シタルモ、近隣他地主ガ悉ク宛米ヲ収授セザル為メ、遂ニ收受スル事能ハザリシ」（二四〇大正一三年）〔近現代
一八七〕

「大正十四年度ハ、作人非常ノ凶作ト称シ、宛米減額ヲ請求シ種々交渉、近年作人悪化ノ析柄トテ、遂ニ近隣地ノ傾向ト比較シ宛米式割六歩減トナレリ」（一九二五〇大正一四年）〔近現代
一八七〕

「大正十四年度ハ、凶作ト称シ、宛米減額ヲ請求スル程ノ作柄ニアラサルモ、近年小作人ノ思想悪化シテ、予メ小作人ノ思惟シタルヨリ收穫減少シタルニヨリ、凶作ト公唱シ、宛米減額ノ請求トナリ……」（一九二五〇大正一四年）〔近現代
一八九〕

これらは、地主側の眼でみた争議状況の把握であるが、このような地味で「平凡な」争議が、山田村の頑強で激烈な争議や、近村の争議の成果に刺激され支えられて一定の成果を収め、その過程で小作農民が共同体意識から脱却しつつある攻勢的な姿がよみとれるのである。このような状況は淀川沿いから北摂丘陵に至る平野部、さらには山麓ラインから檜田村〔近現代
一八八〕のような山村に至るまで、程度の差こそあれ幅広く慢性的に生じていたものと思われ、資本主義へのまきこまれ方が広く深くすすんだ「近畿型」農村では一般的にみられたことであつた。

Ⅶ 近代の高槻

なお、先に挙げた争議史料中に、当時の小作農民の「思想悪化」が彼らの争議参加の背景にあることが述べられているが、このことに関連して、大阪府農会が一九一九（大正八）年に実施した次の調査資料中に興味深い記述があるので紹介しておこう。

「農業労働に関する調査」

（前文略）

一、三島郡 豊川村

豊川村農会技手 笹川 六郎

一、（省略）

二、労働移動の状況

一、農業労働者より他業に転じたる者七拾五人 内男五拾人 女廿五人 凡て通勤

一、他業より農業労働に復帰したるものなし

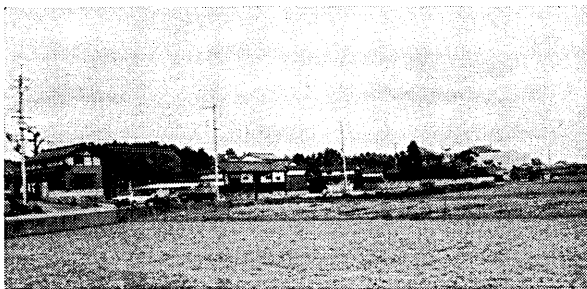
一、移動の原因

兎角労働を厭ひ、都会の思潮に感染し、投機心に富み、真面目を失し、外見を飾り空想を夢みる者、概して青年に多きは農村として尤寒心に耐へざる所なり

三、四（省略）

五、小作の状況

一、地主小作の関係、今日迄は円満なれども追々自己主義に流れ、今後凶作等



写293 旧豊川村遠望（茨木市宿久庄）

の場合には昔日の如くならざる患あり

七、(前略)

八、農業労働者思想の変遷及教育との関係

思想の変遷としては昔日の如く真面目なるものなく、自己主義に流れ、目先の利に走り、輕薄になり勞少なく所得多き事のみ考へ、常に落付きなき傾向あり

教育との關係に付ては真面目なる者は時間を正しくし、昔日の人よりは凡ての點に於て無駄働きなく、教育の効果歴然たるも、三分の一は生學問の爲め生意氣にて不条理の權利義務を主張し、手に合はざるものあり

九、十、十一、十二(省略)

二、三島郡茨木町

一、(省略)

二、労働者移動の状況

(前略)

其の状況

農業労働者の他業に転ずる者追年増加す

一、移動の原因

近年各地に於ける工業の勃興に伴れて起つた盛なる勞力の需要は、低廉な農業労働を圧迫して農村の勞力を奪ふことと甚だし、元來薄利な農業は仮令米価が空前の昂騰を呈し蔬菜果実の価格が騰貴しても、工業労働の報酬には到底及ばず、何等技能を有せざる者が工場に通へば一日壹圓五拾錢乃至貳圓位いの収入は容易に得られ、拾四歳未満の子供にても壹ヶ月拾五圓乃至貳拾圓位いの報酬を得る今日、馬と車とを資本として荷馬車を轆けば一日四圓乃至五

茨木町農会技手 中尾 久 元

VII 近代の高槻

田位いを稼ぐことは易々たるものであると云ふ調子で、恰も夏の夜燈火に昆虫の集まり来るが如く一日と農村の労力は其の方面に吸収せられつつあり

(後略)

三、四、五、六、(省略)

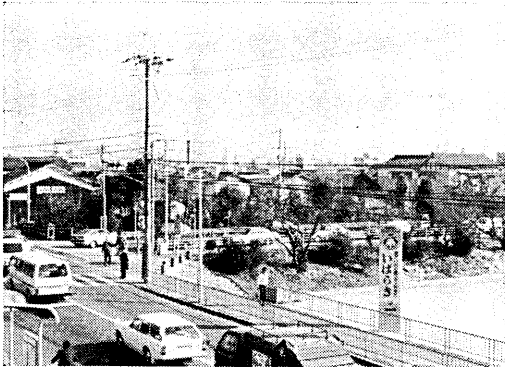
七 米価との関係

(前略)

一、小作農の耕作に依りて得る労働報酬は、米価壹石に付拾参円の場合に於て一日当り貳拾五錢、拾六円の場合に於て参拾参錢、貳拾円の場合に於て四拾四錢五厘にしか当らぬのである(副業の収入は除く)、現今五拾円と云ふ高値を呈して居るから貳拾円の比較を以て八拾錢位より当らない、然るに尚工業労働の報酬に比しては尚低廉なり、是れに反して工業其他の労働者は就業時間は短く、特に同年齢位の青年者の相集りて勤務をなす者なれば利害問題は措置き勢い脱去するは強ち無理ではない、既に今日の社会は蕨屋根の中に電燈が煌々と輝き、山奥の孤村にも料理屋を見ない処は殆どなく、機織工場に通ふ女工が護謨雪駄に絹張の洋傘と云ふ扮装は田圃道でよく見受ける図である、何分牛鶏肉の需要が三倍になったと云ふ今日、神の作つた田舎の素朴敦厚であるべき筈の農民は近來恐しく頹廢的氣分に浸され行く現象なり

八、農業労働者思想の変遷及教育との関係

一、農業労働者の思想の近年大に変遷なしたる主として商工業の保護奨励増進せるに反し、農業の如き機械的緻密に作業なし能はざるにも不拘、米質及俵装の改良或は害虫駆除予防等に保護奨励の方法を謀るべき地主側の大部分は、土によりて地位の安固を得生活の安樂を保つて居る事を忘却し、何等農業の趣味を解せず、土を卑視して土地を所有しながら耕作に従事せざるものが追年増加せり、大地主と雖も所詮農民である、夫れが土を忌み嫌ひ甚だしきは彼我の境界も知らざる有様なれば、一方小作人は此無自覺な地主を何日まで安閑として置くを許さず、互に



写294 茨木の旧市街地（茨木市大手町付近）

利己の衝突と云ふ関係以外何者もなく、欲と欲との闘となり、此時に当て農業科のなき義務教育を受けた計りの青年に於ては農業を忌避するは当然の理なり

九、十、十一、十二（省略）

『大阪府農会報』第二
（三五号大正九年三月）

ここに挙げた史料は高槻地域に関するものが残念ながら見当たらなかったため、茨木地域のもので代用せねばならなかったが、もちろん高槻地域として同様の傾向がみられたことは疑いない。地主的・農本主義的視念に立った調査内容であることは明らかであるが、資本主義の発展が従来の地主名望家的共同体秩序を思想的にも蝕みつづけたことがうかがわれるのであり、阪神工業地帯の第一次大戦後の急速な成長の影響の近隣周辺農村部への波及が思想的侵蝕の速度を一層加速させていったのである。このような思想状況が不在地主のみならず、在村地主に対しても、気おくれせず立ちむかう小作農民の姿勢を生んだのである。それだけに各村々の行政当局の気苦労も大きく、たとえば磐手村でも「……諸物価ニ比シ米価而已独り下落シ、農家経済上大ニ寒心スヘキ時ニ際シ、此ノ俣ニ打テ捨テ置クトキハ農家青年ハ何レモ其ノ職ヲ転シ、鉄道駅夫、蓄電池職工等トナリ農村ノ荒廃ヲ来タシ、小作紛議ノ基トナルヘキヲ以テ、大ニ副業ノ奨励ニ努メ農家収入増加ヲ計レリ」〔議事書類綴（甲永年保）（存）大阪府三島郡磐手



写295 うどの生産（茨木市役所提供）

村役場自大正十二年一月、至「思想悪化」対策に腐心したのであった。
昭和五年十二月「大正一三年」と

大正期の酒 争議がさかんに展開した大正期の高槻地方の農業生産の概況をここでみておこう。

米 生 産 明治期に引続いて大正期から昭和初期にかけての高槻地域は先進的な米穀生産地帯であった。阿武野村などの独活を始め蔬菜栽培もさかんで、三箇牧村の阿片や杞柳栽培、清水村の寒天業なども行われてはいたが、何といっても米であった。

一九二〇年代（大正一〇年代より昭和初期）における高槻地域の米穀生産は質量ともに高水準にあり、まさに「米どころ」にふさわしい地位を示していた。反収平均二石七斗から三石代に達し、良質の酒米としての声価も高く、その多くが灘・伏見の酒造地帯へ配米として販売移出されていた。

米穀生産の実体の一例を上田部の上西家に見てみることにする。

上西家は大正中期に約三町歩の土地を所有し、そのうち約一町歩（昭和期に入ると約七・五反）を自作する地主自作であり、高槻町の名望家層に列する一員でもあった。表一三八はその自作経営地の生産状況の推移を示すものである。全国水準と対比してその産米の質量の優位性は明らかであろう。またその生産水準に大きな影響を与える肥料は明治以来の魚肥中心であった。大阪府下では酒米の主産地

第四章 町村制度の改革と農民運動

表138 上西家自作地米作状況

年 代	上西家 反 収	全国平均 反 収	上西家 米価最高	上西家 米価最低	全国平均 米 価	上西家 肥料種類	備 考
	石	石	円	円	円		
1912 (大正元)	2.748	1.70	25.500	21.000	20.69	鳥毛 鯉粕	虫害
1913	2.794	1.69	23.250	20.500	21.44	鳥毛 鯉粕 人造肥料	旱魃
1914	3.235	1.92	18.500	11.700	16.15	人造肥料 鯉粕	
1915	2.570	1.86	16.000	12.250	13.06	鯉粕 豆粕	
1916	2.632	1.93	18.500	13.000	13.66	鳥毛 鯉粕	旱魃
1917	2.354	1.81	24.500	14.200	19.80	油粕 鳥毛	大水害
1918	2.450	1.81	40.500	25.500	32.51	豆粕 油粕 綿粕 鯉粕	水害
1919	3.100	2.00	57.900	42.000	45.89	鯉粕 蹄角	
1920	3.072	2.06	53.500	30.000	44.28	同 上	
1921	2.228	1.79	50.000	28.500	30.89	鯉粕雑魚粕	風水害
1922	2.750	1.98	39.000	27.000	35.15	同 上	旱魃
1923	2.680	1.80	38.500	35.000	32.38	鯉 粕	同上
1924	2.590	1.87	46.200	37.200	38.33	鯉 粕 豆 粕	大旱魃
1925	2.720	1.93	45.000	37.000	41.57	同 上	虫害
1926 (昭和元)	2.400	1.80	40.400	37.200	37.58	鯉粕 豆粕 蹄角 蹄角	虫害等
1927	3.090	1.99	37.500	31.600	35.23	鯉粕 蹄角 豆粕 鳥毛	
1928	2.870	1.92	不 明	不 明	30.70	干鰯 豆粕	虫害
1929	2.840	1.91	〃	〃	28.92	干鰯 綿実 粕 豆粕	冷害
1930	3.560	2.10	〃	〃	25.21	魚粉 〃 混合 〃	
1931	2.420	1.73	〃	〃	18.36	綿実粕 〃 干鰯 〃	虫害
1932	2.890	1.89	〃	〃	20.69	干鰯 混合 魚粉 〃	冷害 水害
1933	3.050	2.28	〃	〃	21.42	鰯粕 など	

注) 1. 全国統計は『米の百年』（守田志郎著）より引用。

2. 上西家統計は「自作耕地収獲一覧表」（上西家文書）による。

Ⅶ 近代の高槻

表139 三島郡産米大字別米質等位表 (茨木税務署調べ)

階 級	大 字 名
1	福井, 粟生
2	中川原, 宿久庄
3	奈佐原, 安威, 十日市, 清水, 郡山
4	靈仙寺
5	郡家, 土室, 岡本, 塚原, 宿名, 耳原, 郡, 上野, 佐保, 車作, 泉原, 千提寺
6	服部, 原, 宮田, 赤小路, 小野原, 道祖本, 大岩

- 注) 1. 7～14階級は省略, 但し7位に東五百住・萩谷・氷室がみえる。
 2. □で囲むものが高槻市内。
 3. 史料には豊能郡下の大字名があるが省略。

は三島・豊能両郡であり、とりわけ中上地方といわれた旧西国街道以北の中山間・山間地方に最も良質の酒米を産したといわれている『大阪の酒米』^{〔大阪の酒米〕}。事実、大正初期(年代不明)の茨木税務署の「大字別米質等位表」(表二三九参照)によっても実証しうるものであり、また一九一三(大正二)年の大阪府穀物検査所の検査報告書による酒米価格をみても一石当たり二四円から二五円の高値を呼んでいたことが確認されるのである^{〔前掲「大阪の酒米」〕}。さらに一九二三(大正一二)年度から一九二七(昭和二)年度と同検査報告書をもとに作成した表一四〇にみるように兵庫県・京都府への大阪府産米の移出量中に占める三島郡産米の比重をみると、灘・伏見方面へ向けての酒米生産の中心が三島郡であることは間違いない。

酒米市場においては酒造家の発言力が強く、その信用を得るためには品質の良い酒米を永年売り渡してくる必要があったのであり、村方では早くから質の向上に常に努力を払ったのである。たとえば、最高の品位をもつ三島郡豊川村大字粟生(現茨木市、元高槻藩領)や福井村では一八八九(明治二二)年、改良米

第四章 町村制度の改革と農民運動

表140 大阪府産米移出量の推移（兵庫・京都向け）

移出先 産米地区 産米年度	兵 庫 県		京 都 府		兵庫県	京都府
	(A) 大 阪 府	(B) 三 島 郡	(C) 大 阪 府	(D) 三 島 郡	(百分率) B/A	(百分率) C/D
1923 (大正12)	石 150,219	石 120,567	石 52,373	石 41,798	% 80.3	% 79.8
1924	136,012	112,958	46,307	39,797	83.1	85.9
1925	150,047	123,466	49,589	39,641	82.3	79.9
1926 (昭和元)	131,066	108,249	39,741	30,820	82.6	77.6
1927	160,646	133,636	46,823	38,072	82.6	81.3

注) 「大阪府米穀検査報告」(大阪府穀物検査所)により作成。

販売組合(一九〇九年、産業組合法による組合となる)が組織され、品種・乾燥度・調製方法・收穫時期・俵装などについてきびしい規制を設け、大字ごとに選出された検米委員によるきびしい検査の上、庫入され、酒造家へ売却されていたのである〔穀物販売組織ニ関スル調査〕農務省農務局明治四十四年三月〕。

米騒動が発生する一九一八(大正七)年には折からの高米価気運にもかかわらず、低米価据置をはかる灘酒造家と三島郡の酒米生産地との間で価格をめぐる紛争が発生し、三島・武庫両郡長間で仲介の談合が行われるなど、価格をめぐるきびしい対抗をも生むことになった。また、大正期に入って、産米検査による質の向上をはかり商品価値を高めるために、一九一〇年代より口米(込米)減免〔近現代〕や小作米品評会による奨金の支給などの措置がとられ、「摂津米は逐年改良の成績可なるを認む、若し酒造米の幾割かが大阪市場へ出廻るとせば蓋し大阪市場最高の価額を保つならん」といわれたのである〔大阪正米市場に於ける府下産米の批評〕大阪府農会報「第百八十八号大正五年一月六日」。

しかし酒米価格は普通一般食用米などの価格より有利に決定されたため、三島地方の粃米生産農家は「うたしがえし」といって全収穫米を酒米として売却し、その代わりに安価な割安米や外米を購入して飯米とし、その価格差が重要な収入源となったのである^{『大阪の酒米』二四〇頁}。この価格差は、一九〇二（明治三五）年より四カ年間の平均石当たり売渡し米価一七円に対し、飯米としての購入した割安米が石当たり三円であり、また、一九二八（昭和三）年石当たり三五円六銭、朝鮮米一八円四八銭と、朝鮮米が約四七パーセント安くなっているのである^{『前掲『大阪の酒米』』}。朝鮮の植民地支配にもとづく収奪米が日本の農民の低水準の生活を支えるものとなり、ひいては地主制の維持に役立てられている面もあったのである。

争議と小作 このような農業における商品生産の発展と、そこからひきおこされてくる小作争議の進展を調停法前に、地主層は耕地面積の増歩と用排水施設整備をはじめとして生産効率向上による小作料

収増をはかって、耕地整理事業を政府の援護をうけつつすすめた。たとえば、大塚村大字大塚では一九一七（大正六）年の「大塚切れ」による大水害を機に、約七〇町歩の耕地整理事業が施行されたのであるが、それが完了する一九二二（大正一一）年以後減免争議が激化してゆくのである。それは整理後の小作契約の結果、実質的に小作料負担が加重されたことによるものである。なおその整理事業による小作料増徴問題は、その後もながく尾を引き、たとえば一九二九（昭和四）年の小作争議の遠因ともなったりしている^{『大阪朝日新聞』昭和四年二月一日付}。また地主層の間でもこの整理後還地処分をめぐる紛争が発生^{『大阪朝日新聞』天正二年一月八日付}しているように有力地主層中心の事業として位置づけられたのであった。また、同じことは郡家耕地整理組合による一九二六（大正一五）年の事業実施後の小作料調停^{『近現代』一五七}にも見られる。郡家は従前より争議の発生していた地区であ



写296 旧三箇牧村大字柱本の集落（市内柱本三丁目）

ただけに整理事業を機に一定の減免を認めた上で、凶作時の減免制限や代金納の禁止、米納強制などの措置を講じて、争議未然防止をはかりつつ自己の後退を回避しようとしたのである。この耕地整理事業による用排水の整備が自然災害の影響などを緩和させ、さらに土地収益増がもたらされるとあって、これが小作争議対策の上でも有効であるとして大阪府農務課長の府農会における講演の中でも力説されているのである〔報二四一号〕。しかし同時にまた大塚のように収益増部分の配分をめぐって争議の発生をみる例も少なくなかったようであり、要は現実の地主小作の力関係により争議の緩和剤ともなれば促進剤にもなったのである。

次に一九二四（大正一三）年より大阪府で実施された小作調停法の高槻地区での施行・利用状況について若干の例をみておくこととする。小作調停法は小作争議の高揚を前に、その鎮静・予防をはかり、地主制温存のために制定された。対決強要型の争議や訴訟ではなく、互譲歎願型の調停・談合により、論理よりも情緒による解決で日本的農村共同体の復活維持をはかるものであった。日農もこの点をみぬき反対したが、とくに当事者主義をとり日農幹部の指導が否定される点を強く批判をしていた。

高槻では三箇牧村大字柱本で一九二七（昭和二）年十二月、小作料永久三割減要求による争議が発生した

が、翌年一月、地主側は契約解除と立入禁止仮処分でこれに対抗し、それに対して小作側は調停へもちこみ、調停法第九条の「調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟ガ繫属スルトキハ調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止ス」という規定により仮処分取消しを迫った。六月の判決で仮処分取消判決があり、その内容は『土地と自由』七七号（昭和三年七月五日）で、「……組合員は、死んでも土地が離れるものかと演説会、示威運動、大衆的ビラハリ、村民大会、農民大会に大衆闘争を続け、一方裁判所に対しても猛烈なる抗議運動を続けた結果、これに驚いた裁判所は、遂にこの小作人の大衆の威力の前に、又吉田弁護士との鋭き弁論と相俟つて立禁異議申請に対し二十六日（六月―筆者注）仮処分解除の判決を下さざるを得なくなり、ここに立禁は解除され、かくして地主側の植付た土地十五町歩は、そのまま小作人の手に帰した。小作人は、争議報告、立禁反対の演説会を開催すると同時に、一方小作米軽減の要求を地主に迫っている。」と報ぜられ、この勝利判決は全国的に反響をよび、各地より問合せがくるとともに、『農政時報』に反論が掲載されるなど賛否両論をうながした。小作側は調停法を利用して、地主の攻勢をそらせ、有利な状況をつくり出すとする戦術として注目したものである。しかし地主側は調停を忌避し、取消判決を認めず、当該地への作付を敢行、一月に入ると小作側は隣村鳥飼村の農民の援助をうけつつ実力入田闘争を行い激突した。減免要求に端を発して争議の長期化とともに耕作権確立の方向へ発展したものである。

小作調停法 一般に争議激烈な地方ほど小作人の申立て割合が多く、また、調停法施行後三年目の一九二六年の**役割**（大正一五、昭和元）年より小作人申立てが地主のそれを上回るようになったが、農林省農務

局はこれを「事実には漸次小作人の本法を了解するもの多きを加へ、且地主が訴訟手段を強調したる場

合に小作人は調停により妥協せんとする等の理由により、小作人の申立は増加するの傾向あるを認む」と評価していた。また、「(昭和二年に)筆者注 申立ありし千五百二十二件は、大正十五(昭和元)年度の小作料及昭和二年以後の契約に関するもの大部分を占むるも、中には大正十三年、十四年以來の滞納小作料に関する懸案事件で調停方を申立てたるもの各府県に相當數に達するを見る、これ小作爭議の解決が長年月に亘り困難を極むる事例の尠からざる証左なるべし。」と述べていたが、三箇牧村大字柱本の先述の事例もそうである。さらに「訴訟繫属中の事件に付調停申立ありたるものは各府県に亘り相當多數に上り(中略)其の(調停申立―筆者注)総件數の三割に當り(中略)訴訟の關係せる範圍は調停を申立たる爭議の範圍よりも小さく、爭議の一小部分なる場合多し。」といい「訴訟に依る解決よりも調停による解決を希望し之が申立を為したりと認むべきもの多し、要するに其の結果に於て円満なる調停の成立を見るに於ては、之等は調停法本來の精神より觀て当初より予期したる所なれば、敢て訴訟妨害の行為とのみ見るべきものに非ざるべし。」とみていたのである

〔昭和二年中小作調停概況〕農
政時報三三三二号、農林省農務局。



写297 立禁闘争勝利の報告
(「土地と自由」昭和3年7月5日・同志社大学人文科学研究所所蔵)

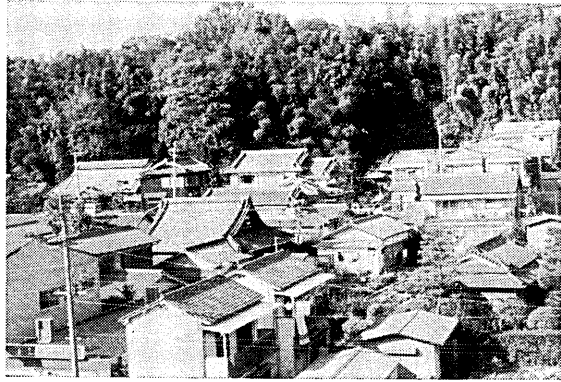
しかし、一九二七（昭和二）年五月一日提出の第三回全国地主大会の名による司法大臣あての「小作争議に関する判決促進及調停法運用の儀」についての陳情書には、調停法の運用について「全国到る処小作調停法廃止の声を聞くは全く時運の趨勢を解せざるに基因すと雖も、亦一面中小地主が如何に小作調停法の悪用に困殺せられつつあるかを示す有力なる資料なりと信ず。」といい、「從來司法当局は法第九条訴訟手続の意味を単に事実の審議のみならず、仮差押及仮処分をも包含するものとなし一切の手続を中止するの見解を持ち、且之を実行せる結果、小作人は之を悪用して訴訟を最大限度に引延して地主に対抗し、判決の間際に及んで急遽調停の申立を為し、而して又出来得る限り調停を引延ばし、以て自己の債務履行を遅延せしめんとするに出づること、比々皆然らざるはなし」と述べて農林省と見解を異にしていた。地主・小作の両当事者は調停法の有利な活用をはかりながら、同時にそれのもつ不利な機能を非難したのであったが、農林官僚は日農の警告にもかかわらず小作人の申立てが増加するのを歓迎し、争議をしづめ、昔日の温情協調的な共同体再生への回路として全体として有効性をみとめつつあったといえる。

地主の結集と

小作争議が激しさを増していた一九二〇年代前半、地主の自作化がそれに比例して増えてくる。高槻におけるその一典型例を『農政時報』第四号に紹介・推奨された三箇牧村大字柱本の

自作農創設

の「高崎農場概況」に見てみよう。争議の勃興を契機に地主高崎菊之助が自作を決意したのが一九二一（大正一）年であったが、「小作人の圧迫は日を逐って益々甚だしく地主の自作には、その居村で一人の労役者をも得る能はず、……四苦八苦の結果」なんとか除草は終った。その後「收穫時期になったが、又もや人夫が得られない、今度は隣村からも中々来て呉れない、来ても不当な賃金を要求する（此間には農民組合の交渉等もあ



写298 旧磐手村大字別所付近（市内別所本町）

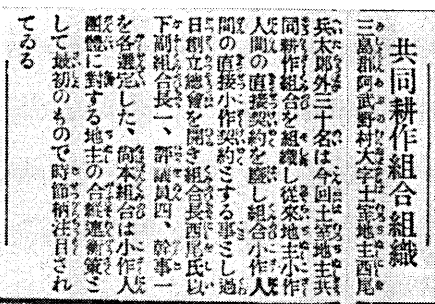
権を主張して争い、引き上げられた場合には、地主の自作経営を失敗させるため、その雇傭に応じないことを申し合せて妨害活動を行ったのである。一九二四（大正一三）年磐手村では、折からの早害で減免争議必至の状況であった。これを察した地主側はまず大字安満で大幅な減免を実施し、ついで大字別所・下でも安満の例にならって地主の譲歩で円満解決をみた〔近現代〕^{一三八}。そしてこれを機に地主の自作化や土地売却がすすみ、

「たらしい―筆者注）ので殆んど困っていると恰もよし、姉の縁家の酒造場に來た蔵人」を使ってようやく二町歩前後の米の收穫にもちこめた。当時日農北摂支部創立総会（高槻町で開催）では、「地主の移入人夫防止」を議題の一つにかかげ、審議していたのである。この体験から自作化のために小作地引上げをこころみたが「府下に於ける小作争議の中心たる当地方では一切土地を返還して呉れない。爾來三箇年間苦心慘澹の結果、今や漸く三町七段歩余を回收することを得たけれども此の上は一步も進む事が出来ない」状況であった。一九二五（大正一四）年度は例年通り兵庫県美方郡より蔵人を日当三円で雇い入れて経営したが「日当は農業労働者として比較的高いが能率の点より計算すると……不経済となる感がある。」としてゐる。結果は反当たり六三円強の純益をあげてゐる。

このような地主自作化に伴う小作地引上げに対して小作側は耕作

自作・自小作層が増加するようになったが、利を得た小作側はこれに自信を得て、翌年大字安満で永久減免要求を提起し、日農加盟も準備しつつ地主側に迫る動きが発生したのである。この大字安満では従前より磐手村の中でも小作側の力が強く争議の発生をみていたのであるが、今回は現地の自作農の間から争議調停の動きがあらわれ、二割減、小作地返還の規制などで円満解決をさすという注目すべき結果をみた。そしてこれらの自作農を中心に「正農会」という団体が結成され、自力更正を主張し、寄生・不在地主に自作化や小作人への土地譲渡をすすめるなど、争議予防と農村共同体の再編成をめざす動きが開始されたのである。以後、争議は終末に向かい、農会中心に自作農創設・奨励がいつそう推進され、一九二七（昭和二）年には同村大字別所に、自作農奨励施設として耕作共同作業場設営が計画されたりした〔近現代〕。これらはいずれも、地主制の延命補強策として機能したのであった。同様の例は、隣村島本村でもみられる。ここでは、島本信用販売購利用組合が一九二三（大正一二）年より地主に自創事業への土地提供に協力させ、さらに一九二六（大正一五）年の争議発生時に小作農民の日農加入の動きをおさえて争議解決を成功させ、自作地購入の斡旋活動をすすめていったのであった〔合史〕昭和二年〕。

自創維持 自作農創設（以下「自創」）維持補助規則が制定されて、簡易生命保険積立金を財源とする自規則と高槻 創資金の融資制度ができたのは一九二六（大正一五）年のことであった。争議防止の治安対策的色彩が強く、大阪府農務課長は府農会における講演「小作争議対策」の中で「小作争議の起り易いやうな処、小作地が甚だ多いと云うやうな村を選んで、先づ貸付けると云ふやうな方針を採って居る」と表明していた。



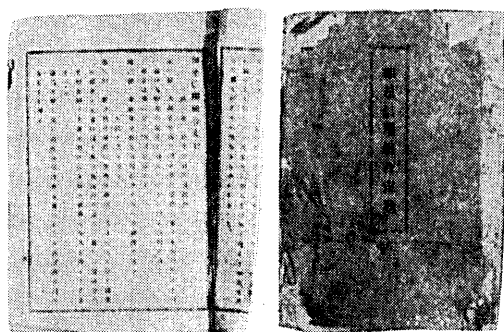
写299 土室の地主組合結成の報道
 (「大阪朝日」大正12年12月6日)

高槻地方におけるこの規則にもとづく自創の動きは一九二六(大正一五)年に大冠村から始まり、一九二九(昭和四)年には三箇牧村でも実施された。大冠村では二〇名の小作農民に、三箇牧村では大字西面の四七名に自創資金を貸し付けているが〔近現代、一五九〕、両村とも先述のように争議の最も激発した地域であるだけに村当局としても熱意を示したのであった。日農としては自創事業については、争議の未然防止と、わずかな自作地購入で小作人の権利意識をねむらせる地主制温存延命策であり、地主の有利な土地売逃げの便宜をも計るものとして強く反対した。事実、日農が懸念し警告した反動的效果がその後微妙にじわじわと小作陣営内部をむしばみ、後述の恐慌期を経てその足腰をなえさせてしまうこととなった。一方、地主は、小作争議の圧力に対抗するため、種々の組織的対応を行った。

一九二三(大正一二)年の末、阿武野村大字土室で三〇名の地主が土室地主共同耕作組合を組織した。同村大字氷室・土室では同年秋減免争議が発生し、同年末にかけて紛糾を見せていた。このような状況の反映が先の地主の動向であったと考えられる。従来、個々の地主と小作人間の小作契約に代わって、共同耕作組合と小作人間の契約へと切り換えられたのである。これは小作人組合に対する地主組合による組織的対抗措置であり、従前になかった新しい試みとして注目を浴びるようになった〔「大阪朝日新聞」、大正一二年二月六日付〕。以後争議の深刻化とともにこのような地主組合をはじめ茨木土地会社などの会社形態、さらには産業組合などによる小作契

約関係が、各地にみられるようになった。このような組織による小作管理により小作争議を未然に防止するとともに「地主は小作料滞納を完全に防止し得るし、収納に際する温情的減免や不合格米収納拒否の困難やから免れることができる」〔『協同組合論』井上晴丸著作集〕ようになったのである。

また、大字単位 of 地主会などの地主団体が小作団体や農民組合支部に対抗するために各地で結成され、相互の結束をかため、小作側の切りくずしや攻勢と対峙した。著名な三島郡山田村の苛烈な争議を体験した地主の吉川昌一らが発起人となって一九二五（大正一四）年結成された大日本地主協会は、当初近畿型の在村中小地主を中心として出発した全国的地主団体であり、先述の三箇牧村大字柱本の高崎農場の経営地主であった高崎菊之助もこの協会幹部であった。各町村農会が系統農会傘下にあつて主として地主的農事改良・勸業中心の性格をもつのに対し、大日本地主協会は多分に日農を意識した争議対抗組織で、激しい争議の圧力で後退し、不安を感じている中小地主層を数多く結集していたのであり、その立場から、政府に対し、各種の建言・陳情・要請を行つて、政治的保護を求め、ひき出すとともに、その機関紙『農政時報』では、主として各地の争議の模様や対策などの事例がとりあげられ、争議体験や教訓の多面的交流を行い、相互の連帯をつよめたのであつ



写300 如是信用組合定款
（「高槻市農業協同組合史」より）

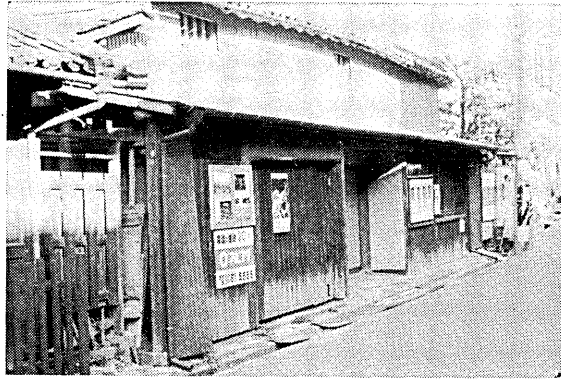


写真301 芥川信用購買利用組合跡（市内芥川町三丁目）

困のきはまりに沈み果てぬべし。然るに是れ皆資本の有りと無きとに由る事にて、何事も資本の支配を受けざるべからざる世に在りては、是非もなき事なり。されど貧しき者は抵当とすべき物なければ、資本を借るの道なく、よし借り得るも利子貴くては損益償はざるべし。ゆえに低利にて返済期限切迫ならざる資本を得べき道を求むることは、小民の産業にとりて急務なりと謂ふべし。斯くの如き資本を得るの道は、信用組合

た。

産業組合 小作争議の鎮静と予防との関連で注目されるものの役割 割に産業組合の果たした役割が挙げられるであろう。

この産業組合が大阪府下で最初に誕生したのが一八九七（明治三〇）年の三島郡如是村の如是信用組合であり、産業組合法發布をさかのぼること三年前であった。この時期は産業資本の確立期に入りつつあった時期で、地主制もしっかりとこの体制下に不可欠のものとして組み入れられたが、同時に、地主制の重圧とともに、日清戦後の軍拡増税などの圧迫により、農民層の分解、すなわち多くの中小農民の没落傾向を生み、零細な小貧農層の増加・滞留が一方ではすすんでいたのである。「（前略）日に月に進み行く今の世にありて、新なる機械方法を用ふる者は愈々富み栄え、之を用ふる能はざる者は世にも人にも後れ行きて、終には貧

VII 近代の高槻



写302 富田信用組合跡（市内富田町四丁目）

の法を設くるに如くものなし。（後略）」「如是信用組合設立趣意書」大阪府「産業組合史」本府産業組合の沿革」』との設立趣意書が述べているように、如是村もその例外ではなく、地主層があい寄りその名望家体制の動揺を予防しようとして設立にこぎつけたのであった。この後、「明治三十七、八年戦役起るに及び、金融逼迫し、土地の売却、小作米の不納、租税の滞納等続出し、産業は不振に陥った（後略）」

〔書〕〔前掲〕状況のもとで一九〇五（明治三八）年に芥川信用購買利用組合が、さらに「時恰も大正六年偶々淀川増水に依り堤防破壊の災に遇ひ、村民の経済状態一変し、惹て産業頓に衰退したるに因り有志大に之を憂ひ、相集りて之が恢復に腐心し、遂に産業組合の設立を企図し（後略）」〔書〕た結果、同年に富田信用組合が、という具合に各村々の間に産業組合の設立の波がひろがっていった。

この産業組合は小作争議との関連でもその社会的機能を發揮する機会も多く、「小作貧農の闘争力を、産業組合のいわゆる隣保共助な協調的精神のうちに緩和せんとする」〔協同組合論「井上晴」と「丸著作選集第六卷」〕とここにその面目があった。

たとえば大阪府下でも大正期小作争議の本場であった北河内郡では氷室信用購買販売利用組合が一九一三（大正二）年より自作農創設事業にのり出し、一九二二（大正一一）年には自作農奨励規程

を設けて本腰を入れた結果、自作・自小作層が著しく増加し、争議予防に役立ったという〔前掲『大阪府「産業組合史」』〕。また、三島郡でも島本信用販売購買利用組合が、一九二一（大正一〇）年より自作農創設をすすめるために地主の協力を求める活動を開始し、二年後によりやく自創資金貸付事業を実施できるようになり、さらに一九二五（大正一四）年の小作争議発生時に、その調停に努力した結果、小作人の農民組合加入の動きを阻止し、地主・小作間の協調と円満な解決が得られたという〔前掲「書」〕。先述した富田信用組合でも一九二七（昭和二）年の「将来の計画」中に「土地購入資金に付ては特別の規定を設け、以て低利の融通を行ひ自作農者の増加を計ること。」という一項を挙げているのである。

このような産業組合のもつ機能は、後述するようにこの後昭和農業恐慌を経て戦時体制の確立に向かう過程で一層積極的意義をもつようになり、たとえば「農山漁村経済更生運動」においてもその中心組織として位置づけられるのである。